

山元町国土強靱化地域計画

令和 4 年 3 月

宮城県 山元町

目次

第1章 基本的な考え方	…	1
1 策定の趣旨	…	1
2 計画の位置付け	…	2
3 計画期間	…	2
4 本計画の対象想定災害	…	3
5 計画の推進	…	3
第2章 目標と脆弱性評価	…	4
1 基本目標	…	4
2 事前に備えるべき目標	…	4
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	…	5
4 施策分野の設定	…	8
5 脆弱性評価の手順	…	8

第3章 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果・推進方針・KPI一覧	…	9
目標1 直接死を最大限防ぐ	…	9
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	…	27
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	…	36
目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	…	39
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	…	43
目標6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、 燃料、交通ネットワークを確保するとともに、 これらの早期復旧を図る	…	51
目標7 制御不能な二次災害を発生させない	…	56
目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	…	69

資料編

- ・ 山元町国土強靱化地域計画に基づく主な事業

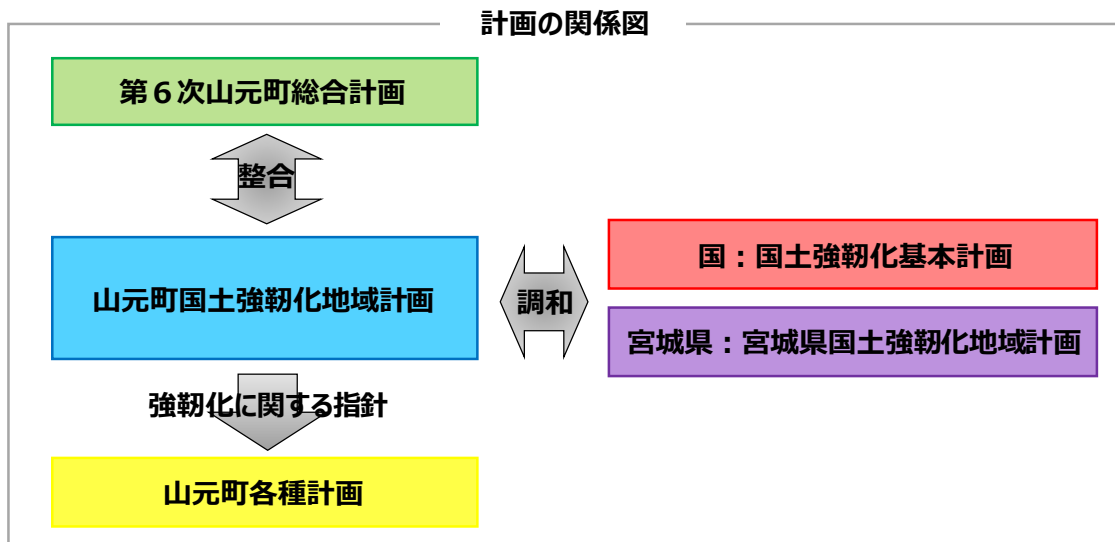
第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 の巨大地震が津波を引き起こし、本町において 637 名もの人命を奪い、町土及び町民の生命・財産に甚大な被害をもたらしました。国においては東日本大震災の発生や、南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及びその他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。本町においても近年の災害から得られた教訓を踏まえた防災対策、新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時における災害対応など、昨今の社会情勢の変化に応じた国土強靱化の取組が喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、今回、「第 6 次山元町総合計画」及びその他の関連計画との整合性を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土、地域、経済社会を構築するため、「山元町国土強靱化地域計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定しています。策定に当たっては国の基本計画や「宮城県国土強靱化地域計画」と調和を保ちながら、「第 6 次山元町総合計画」に掲げる施策との整合性を図り、各施策分野における町の個別計画等の国土強靱化に関連する取組の指針となるものとして位置付けています。



3 計画期間

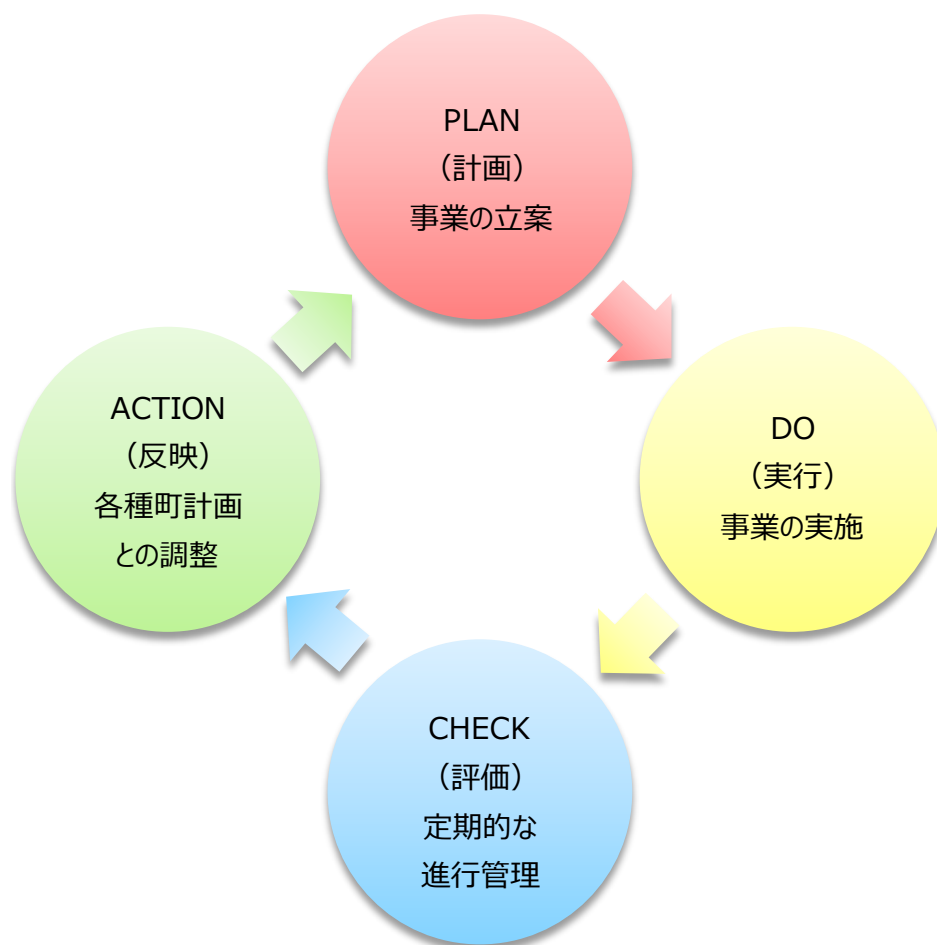
令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

4 本計画の対象想定災害

大規模自然災害（甚大な被害が広範囲に及び災害）とします。なお、町民の生活環境や経済に影響を及ぼすリスクとして、様々な事象が想定され得るが、これらの対応は各施策分野における町の個別計画等によるものとします。

5 計画の推進

この計画の取組は、事業の立案（PLAN）、事業の実施（DO）、定期的な進行管理（CHECK）、各種町計画との調整（ACTION）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。なお、社会情勢の大きな変化等があった場合において、適宜必要な見直しを行います。



第2章 目標と脆弱性評価

いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土、地域、経済社会を構築するため、本計画の目標と脆弱性評価の手順等を次のとおり定めます。

1 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4つを基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、
交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、国の基本計画における 45 のリスクシナリオを基本に、本町における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、29 のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2	1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
	3	1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	4	1-4) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
	5	1-5) 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	1	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2	2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等（人・機能・施設等）の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	3	2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	4	2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	5	2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	6	2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	1	3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	1	4-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
5 経済活動を機能不全に陥らせない	1	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	2	5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	3	5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止
	4	5-4) 食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	1	6-1) 電力供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	2	6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	3	6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	1	7-1) ため池等防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2	7-2) 有害物質等の大規模拡散・流出
	3	7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8 地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を 整備する	1	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2	8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3	8-3) 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
	4	8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	5	8-5) 事業用地の確保、仮施設設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6	8-6) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

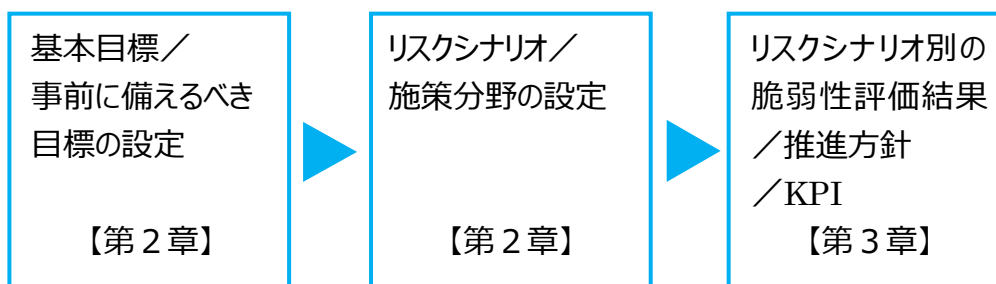
4 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の基本計画における施策分野に基づき、10 の施策分野を設定しました。

- (1) 行政機能・情報通信等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健・医療・福祉
- (4) 環境
- (5) 農林水産
- (6) 産業構造
- (7) 交通・物流
- (8) 町土保全
- (9) 土地利用
- (10) リスクコミュニケーション・地域づくり

5 脆弱性評価の手順

大規模自然災害に対してリスクシナリオを設定し、脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を実施していく上で必要なプロセスであり、国の基本計画においても脆弱性評価をもとに施策ごとの推進方針が示されています。本計画においても、国の脆弱性評価手法を踏まえ、以下の手順により評価結果と施策の推進方針を定めるものとします。



第3章 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果・推進方針・KPI 一覧

目標 1 直接死を最大限防ぐ

<脆弱性評価結果>

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

体制整備

- 「山元町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上に努める必要があります。
- 大規模自然災害から町民の命を守るため、起こりうる災害及び被害に対する可能な限りの備えを行うとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制強化に努める必要があります。

住宅の耐震化・長寿命化等

- 町内の住宅の耐震化率は、令和2年現在で63.7%と推計されます。また、旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高い傾向にあること、耐震改修工事に係る補助金制度はあるものの、所有者の費用負担が必要であり、改修工事費用の調達が困難となる事例が多いこと、さらには、今後の使用期間が不確定であり、改修・建替え計画を確定できないことなどから、耐震診断の実施後に耐震改修工事の実施に至らないケースが多くあります。
- 町内の通学路に面したブロック塀等の危険度調査を行い、地震等による倒壊の恐れのため改修等が必要であると判定されたブロック塀があります。学童を始めとする通行人の安全を確保するために対応する必要があります。

学校の耐震化・長寿命化等

- 町立学校施設は、災害発生時における避難所機能を持つことから、改築や改修、維持補修を計画的に行う必要があります。
- 町立学校の校舎等の構造体の耐震化率は 100.0%です。
- 町立学校の校舎等の長寿命化に併せ、設備についても、教育機器の更新・改修等計画的に進める必要があります。

文化財の耐震化・長寿命化等

- 文化財として公開活用される建造物・土木構造物・工作物、資料館等に展示される有形文化財等は、災害時における被害の最小限化や利活用者に被害が及ばないよう対策を講じる必要があります。文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた各種対策を推進する必要があります。
- 災害時に文化財が社会的な危険因子とならぬよう、文化財の価値を理解した上で日常管理や有事対策を検討する必要があります。

多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等

- 町が所有する「多数の者が利用する建築物」（集会所等、公民館、体育館、共同住宅）の耐震化率は、令和 2 年現在、100%となっており、町有建築物は、耐震化を完了しています。
- 旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要ですが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえません。
- 指定管理している社会福祉施設は、災害時に支援が必要な方が利用しており、また、福祉避難所にも指定されていることから、修繕、改修により、施設の長寿命化を図る必要があります。

危険物施設における火災対策

- 町内には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害に起因する破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられることから、自主保安体制の充実・強化を図る必要があります。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

体制整備

- 山元町地域防災計画の改訂に加え、津波ハザードマップの作成等、大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要があります。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となりました。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は非常に困難なものとなりました。大規模自然災害から町民の命を守るためには、起こり得る災害及び被害を的確に想定して可能な限りの備えを行うとともに、災害対策本部の強化や活動拠点の整備など、様々な事態に柔軟に対応できる体制が必要です。

総合防災情報システム等の機能拡充

- 県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報の集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っています。
- システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要があります。
- 県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図る必要があります。

地域住民等に対する通信手段の整備

- 近年の災害を踏まえ、防災行政無線が鮮明に聞こえない難聴地域への対策をはじめとして、住民への災害情報伝達手段の多様化の推進が非常に重要です。

公園の整備・施設管理等

- 災害発生時の避難所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮して長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があります。

海岸管理施設の整備等

- 磯浜漁港海岸は、堤防 0.9km ある堤防施設です。
東日本大震災により被災したため、既存施設より天端高を 1.0m 高く（TP7.2m）、かつ断面形状を変更し、平成 26 年に竣工しました。
- 亘理・山元農地海岸は延長 1,970m あり牛橋防潮水門と堤防施設で構成されます。
東日本大震災により被災したため、堤防高（TP7.2m）となり、堤防及び防潮水門とも平成 27 年度に竣工しました。
東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下しています。東日本大震災クラスの津波時において、津波の威力軽減を図る防潮堤や防潮林、高盛土道路による多重防御対策とともに、町民の生命を守ることを最優先とし、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員した防災・減災対策の充実を図る必要があります。

防災まちづくりへの対応

- 大規模化・多様化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる必要があります。

震災の記録と伝承

- 東日本大震災からの時間の経過に伴い、震災を経験していない世代が増えていること、震災当時の経験や記憶を伝える語り部等の高齢化が進んでいることなどにより、震災の記憶の風化が進むことが懸念されます。

学校防災体制・防災教育

- 学校防災体制の確立では、県教育委員会と連携し、全ての公立学校に「防災主任」を配置し、地域拠点校に位置付けられた山元中学校及び坂元小学校に「安全担当主幹教諭」を配置しています。
- 今後は、県教育委員会と連携し、実効性ある防災教育を推進するため、防災主任、安全担当主幹教諭の一層の資質向上を図る必要があります。
- 各学校において、「学校防災マニュアル」をもとに、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施して評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいます。
- 各学校が町と一体となった防災体制を構築するため、PTA や自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行う必要があります。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

体制整備

- 令和2年9月にハザードマップ（洪水・土砂災害編）を全戸に配布し、危険箇所の周知を行っています。
- 地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害などが頻発することが懸念されています。
- 農業用ため池は築造からかなりの年数が経過しており、頻発する豪雨等により決壊等の危険度が増加しています。また、管理者の高齢化等により、降雨時の見回り体制の構築が難しくなっています。
- 異常気象等による大雨等で、河川、排水路の氾濫による浸水被害が懸念されていますが、内水氾濫も懸念されます。そのため、過去に内水氾濫が発生している箇所の原因説明を行い、内水被害からの救助体制の増強を図るとともに、排水対策を行い、被害軽減対策を行う必要があります。
- 本町における河川・排水路は、概ね国道6号西側に位置する普通河川と東側に位置する農業用排水路とに分けられ、上下流で一体となって機能を果たす排水系統となっています。近年では激甚化する豪雨によって国内各所で浸水被害が発生しており、排水不良解消に向けた対策が必要です。
そのために、既存施設を連携した排水対策（ため池を一時貯留施設として利用する多目的利用施設など）が必要です。

公園の整備・施設管理等

- 災害発生時の避難所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮して長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があります。

下水道の耐震化・長寿命化等

- 下水道施設の安全性・効率性を確保するため、ストックマネジメント計画を推進し、緊急度の高い施設に対する予防保全を図る必要があります。

農林業生産基盤の保全等

- 大雨時における排水能力は、潮位の干満の差により大きく影響を受けます。
- 震災後、多重災害を考慮し、排水機場等の排水施設は遠隔操作化が進み、より安全かつ迅速な対応が可能となりました。しかし、遠隔操作化においても、現場作業と同等の状況判断を行う必要があります。その時の状況により臨機応変な対応が求められることから、これまでの災害の伝承に加え、人材育成、また、土地改良区等との連携強化が必要です。
- 排水機場等の農業水利施設は震災後復旧、更新を行いました。突発的故障事故発生リスクや施設の機能不全等の発生が懸念されることから、未然防止のための措置が必要です。
- 状況に応じた判断が求められるため、基準のマニュアル化、人材育成が必須です。

河川管理施設の整備等

- 気候変動の影響による豪雨災害の大規模化、多様化に対応するためには、治水対策の一層の強化、推進が必要です。
- 基幹排水路施設（農水省管理施設）の多くは完成から 50 年程度経過し老朽化が進行しています。しかしながら、施設の修繕・更新費用が増大していくことが見込まれ大規模改修等の見通しは立っていません。排水路は、近年の豪雨による堆積土砂等が確認され、効率的な維持管理が必要です。
- 近年、多発化する異常豪雨への対応として、既存農業用ため池の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、事前に低水位管理を実施し、下流域の洪水被害軽減を図る必要があります。
- 本町における河川・排水路は、概ね国道 6 号西側に位置する普通河川と東側に位置する農業用排水路とに分けられ、上下流で一体となって機能を果たす排水系統となっています。近年では激甚化する豪雨によって国内各所で浸水被害が発生しており、排水不良解消に向けた対策が必要です。
そのために、既存施設と連携した排水対策（ため池を一時貯留施設として利用する多目的利用施設など）が必要です。

地域防災力の向上

- 令和元年東日本台風では、早い段階で迅速に避難指示・勧告を発令したものの、避難勧告が発令されても避難しないケースなどがありました。住民の迅速な避難行動を促すためにも、これまでの災害の教訓の伝承や避難計画の策定などを一層進める必要があります。
- 災害発生時には「自らの命は自ら守る」という「自助」の考えのもと、身の危険を感じたら、迷わず自主的に避難することが重要です。特に、風水害は台風等発災時期を予測できるものもあることから、災害の規模等に応じて、避難所ありきではない避難のあり方について啓発する必要があります。

1-4) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

火山噴火対策

- 近隣の活火山である蔵王山は、国の常時観測火山に選定され、平成 27 年 4 月及び平成 31 年 1 月に噴火警報が発表されています。こうした状況を踏まえ、噴火が発生した場合にも地域住民等の安全を確保する防災体制の構築を図る必要があります。

土砂災害対策

- 町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 15 箇所、土石流危険渓流が 38 箇所、地すべり危険箇所が 1 箇所存在し、土砂災害警戒区域等は令和元年 10 月 1 日の時点において 54 箇所が指定されています。
- 土石流対策として、常時、土砂の堆積状況の確認や、定期的な浚渫を行い、災害時における施設の効果が発揮できるような日常的な維持管理が必要です。
- 大規模自然災害発生時の大規模盛土造成地の滑動崩落や液状化等による宅地被害を未然に防ぐ必要があります。

地域防災力の向上

- 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、令和 2 年 9 月にハザードマップを全戸配布しています。

1-5) 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生

暴風雪対策

- 冬期間の交通安全性確保のため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努める必要があります。

＜推進方針＞

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

体制整備

- 「山元町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。
- 大規模自然災害から町民の命を守るため、起こりうる災害及び被害に対する可能な限りの備えを行うとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制強化を図ります。

住宅の耐震化・長寿命化等

- 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅等について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない木造住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、パンフレットの配布、広報誌等により普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努めます。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進します。
- 町営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進します。
- 学童を始めとする通行人の安全を確保するため、大規模地震発生時に、町内通学路等において倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却に対する支援を行います。

学校の耐震化・長寿命化等

- 町立学校施設については、学校施設管理者による日常点検のほか、適時適切な維持修繕等を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化や非構造部材の耐震対策に努めます。

文化財の耐震化・長寿命化等

- 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底と併せ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進します。
- 資料館等において定期的な点検を推進し、展示・収蔵施設の修繕等を計画的に進め、安全性の向上や長寿命化を図ります。

多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等

- 社会教育施設・社会体育施設など不特定多数が利用する施設の中には、災害時における避難所や災害対策拠点として利用される施設も含まれていることから、施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策に努めます。
- 町所有の建築物については、施設管理者による日常点検のほか適時適切な維持修繕を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化を図ります。
- 民間建築物については、県と連携し既存建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。
- 公共施設個別施設計画に基づき、計画的に修繕を実施し、長寿命化を図ります。

危険物施設における火災対策

- 危険物事業所の管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等の安全管理の向上に向けて、県による保安教育や危険物施設の設計基準に関する指導を行うとともに、事業所における自衛消防組織等の育成や火災対策に関する広報・啓発を推進します。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

体制整備

- 複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議します。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。
- 被災した本町だけで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図ります。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模自然災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努めます。

総合防災情報システム等の機能拡充

- 災害情報システムの整備・運用を図るため、県の総合防災情報システム（MIDORI）や震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図ります。
- 町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っていますが、システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等を整備します。

地域住民等に対する通信手段の整備

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を含めたあらゆる情報伝達手段を活用し、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実に努めます。
- 防災行政無線の難聴地域における住民への情報伝達手段を確保するため、戸別受信機の貸与拡充を行います。
- 災害時における通信手段の充実に図るため、避難所に整備した公衆無線 LAN の維持管理を行います。

公園の整備・施設管理等

- 災害時に避難所となる公園については、公園施設の日常点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により健全度を確認し、早期の修繕・更新により安全な利用環境を確保します。
- 沿岸部に所在する避難丘公園においては、津波発生時の一時避難所となることから、公園利用者の安全を確保するための避難丘や防災四阿等の維持管理を適切に行います。

海岸管理施設の整備等

- 磯浜漁港海岸については、海岸保全施設維持管理マニュアルに基づき概ね 10 年ごとに定期点検を行い、長寿命化計画の見直しを図ります。
- 亘理・山元農地海岸については、施設管理者の宮城県と常に連携し維持管理を進めます。なお、牛橋防潮水門の運転操作管理は県と協定を締結し町に委託されていることから、波浪注意報・警報、津波注意報・警報時は閉門操作を遠隔にて実施します。
東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下しています。東日本大震災クラスの津波時において、津波の威力軽減を図る防潮堤や防潮林、高盛土道路による多重防御対策とともに、町民の生命を守ることを最優先とし、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員した防災・減災対策の充実に図ります。

防災まちづくりへの対応

- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件などの特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、安全な地域づくりを行います。また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進します。

震災の記録と伝承

- 90 人の命を守り抜き、令和 2 年 9 月に一般公開を開始した「震災遺構中浜小学校」を拠点とし、震災伝承活動や防災意識の啓発を行うとともに、地元の語り部団体と連携を図ることで、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進します。

学校防災体制・防災教育

- 防災主任と安全担当主幹教諭が地域の特性や学校の実情に応じた防災教育を行うことができるよう、研修等を通して引き続き資質・能力の向上を図ります。
- 児童生徒の防災意識の定着を図るため、防災教育副読本や震災遺構を活用した防災教育を推進します。
- 各学校が町と一体となった防災体制を構築するため、PTA や自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行っていきます。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

体制整備

- 今後も浸水被害に備えたハード、ソフト両面からの対策を講じていきます。
- 宮城県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、破堤の危険度の高いため池は、緊急整備事業などを活用し整備を図ります。併せて、農業水路等長寿命化・防災減災事業などにより、機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、管理の ICT 化を図ります。
- 想定しうる最大規模の洪水により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表します。
- 過去に内水氾濫が発生している箇所の原因解明を行い、内水被害からの町民の避難体制の強化を図るとともに、排水対策を行い、被害軽減対策を行うよう努めます。

公園の整備・施設管理等

- 災害時に避難所となる公園については、公園施設の日常点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により健全度を確認し、早期の修繕・更新により安全な利用環境を確保します。
- 沿岸部に所在する避難丘公園においては、津波発生時の一時避難所となることから、公園利用者の安全を確保するための避難丘や防災四阿等の維持管理を適切に行います。

下水道の耐震化・長寿命化等

- スtockマネジメント計画に基づき、予防保全として終末処理施設や緊急度の高い管渠及びマンホール等について、耐震化を含めた改修更新を行います。

農林業生産基盤の保全等

- 農業水利施設は、施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持します。
- 震災後、多重災害を考慮し、排水機場等の排水施設は遠隔操作化が進み、より安全かつ迅速な対応が可能となりました。しかし、遠隔操作化においても、現場作業と同等の状況判断を行う必要があり、その時の状況により臨機応変な対応が求められることから、これまでの災害の伝承に加え、人材育成、また、土地改良区等との連携強化を図ります。

河川管理施設の整備等

- 堤防機能の強化や排水機場の整備を含めた内水対策を図ります。
- これまでも適切に点検や修繕、浚渫等、施設を健全な状態を維持するよう補助金を支出し維持管理に努めてきましたが、施設の大規模かつ効果的な修繕を目的に、国、県と連携した機能強化対策を図ります。
- 緊急時に排水能力を最大限活用できるよう、常時浚渫を行い、排水路を良好な状態に保ちます。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、排水路やため池等を組み合わせたハード対策・ソフト対策を実施するほか、「流域治水」の考え方に基づく防災・減災対策を進めるなど、総合的な治水対策を講じます。
- 町民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための護岸などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じます。
- 既存施設と連携した排水対策（ため池を一時貯留施設として利用する多目的利用施設など）を図ります。

地域防災力の向上

- ハザードマップを活用して、災害種別毎の指定緊急避難所の指定や見直しを行います。
- 適切な避難行動を行うことができるよう、居住する地域、自宅の災害リスクを考慮し、自宅外の避難が必要か、危険性がある場合は、指定緊急避難所や安全な地域に住む親戚・知人宅に避難するなど、普段から避難方法を確認することについて住民への普及啓発を促進するとともに、警戒レベル4になった場合は「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難情報と必要な避難行動について一層の周知を図ります。

1-4) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

火山噴火対策

- 平時から関係機関と相互に連携し、防災体制を整備するよう努めます。

土砂災害対策

- 砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を県に要望していきます。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進します。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努めます。
- 土石流対策として、常時、土砂の堆積状況の確認や、定期的な浚渫を行い、災害時における施設の効果が発揮できるような日常的な維持管理に努めます。
- 大規模自然災害発生時の大規模盛土造成地の滑動崩落や液状化等による宅地被害の防止に取り組みます。

地域防災力の向上

- 町内にある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域等については、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの配布の推進等を図ります。
- 砂防指定区域や保安林については、今後も必要箇所などを県に要望していきます。

1-5) 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生

暴風雪対策

- 冬期間の交通困難の防止及び交通安全性確保のため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
住宅の耐震化率	%	R2	63.7	R5	80
通学路の危険ブロック除去・改修 件数	件/年	R2	12	R5	27
小中学校老朽化対策率	%	R2	25	R8	75

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

<脆弱性評価結果>

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

体制整備

- 東日本大震災の経験を踏まえ、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備及び集積拠点の確保を図ることが必要です。
- 県、物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要があります。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等（人・機能・施設等）の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

体制整備

- 大規模地震災害時には、業務量と時間的制約等により、町だけの災害応急対策の実施が困難となるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要です。
- 東日本大震災では、従前に計画していたマニュアルや、訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となりました。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は非常に困難なものとなりました。
- 大規模自然災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要です。
- 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がいのある方など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図る必要があります。

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

体制整備

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されます。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要があります。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療提供体制の整備

- 大規模自然災害発生時には、地域の医療機関が喪失し、医療が機能しないことが想定されることから、医療関係機関との協力応援体制等、救護活動を整える必要があります。
- 大規模自然災害発生時には、広域的に多数の死者・負傷者が発生し、医療機関が混乱する恐れがあるため、トリアージにより効率的な治療を行う必要があります。
- 大規模自然災害時における負傷者等への速やかな救護及び医薬品の早期確保のための体制を整える必要があります。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害廃棄物等への対応

- 大規模自然災害発生時（地震による建築物の倒壊や、津波による建築物の流出など）には、多量な災害廃棄物の発生が想定されることから、災害時における円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定、仮置場の選定等を行っておく必要があります。また、仮置場等における衛生対策に留意する必要があります。

衛生対策

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間、集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、「3密」が十分に避けられず、また生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。そのため、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難所の確保が必要です。
- 大規模自然災害時、巨理地区行政事務組合で管理運営する巨理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、計画的な葬祭施設等の整備充実が必要です。

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

体制整備

- 大規模自然災害発生時等、被災者は極限状態のなか、長期間にわたって避難所等での共同生活等を営むこととなります。避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に努める必要があります。
- 一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行うため、バリアフリー化が図られている福祉避難所を開設する必要があります。また、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

保健福祉対策

- 避難所の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討する外、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制を整備する必要があります。
- つばめの杜保育所は「保育所における防災マニュアル」、「災害発生時の避難行動及び開所基準」を基に、災害発生時の対応を確認し、月1回の避難訓練を実施していますが、臨機応変な対応等も迅速に行えるよう、関係機関と連携を図る必要があります。
- 長期間にわたり制約を受ける生活となることから被災者の心のケア対策を行う必要があります。

衛生対策

- 避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営を行う必要があります。

＜推進方針＞

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

体制整備

- 保有する施設・設備について、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、物資の調達が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図ります。
- 支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努めます。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図ります。
- 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めます。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等（人・機能・施設等）の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

体制整備

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を確保します。
- 相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき、地域機関協力の確保を図ります。
- 救助・救急活動対策の一環として、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がいのある方など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織や民生委員などの関係機関との災害時の支援体制の確立及び充実について連携を強化します。

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

体制整備

- 帰宅困難者の発生への対応は、町のみならず企業等でも対策を講じる必要があることから、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策の推進を企業等に働きかけます。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療提供体制の整備

- 大規模自然災害発生時には、地域の医療機関が喪失し、医療が機能しないことが想定されることから、広域的な医療関係機関との協力応援体制等、救護体制の整備に取り組みます。
- 大規模自然災害時には、広域的に多数の死者・負傷者が発生し、医療機関が混乱する恐れがあるため、トリアージにより効率的な治療を推進します。
- 大規模自然災害時における負傷者等への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のため、体制整備に取り組みます。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害廃棄物等への対応

- 大規模自然災害発生時に備え、平時から災害廃棄物処理にかかる処理施設のリスト化や、仮置場候補地の選定などの体制整備に努めます。また、県主催による市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習の実施等を通じて、災害廃棄物処理を行う人材を育成します。
- 災害発生時において、廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定（広域処理を含む）及び仮置場の確保等に努めます。

衛生対策

- 被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じます。
- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うために、平時から衛生対策への留意とごみの分別等の環境配慮行動の推進を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定等を行います。
- 害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的を実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。
- 大規模自然災害により、巨理地区行政事務組合で管理運営する巨理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、その対策について、広域的な取り組みとして関係機関と検討を進めます。

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

体制整備

- 避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に取り組みます。
- 被災地に開設される避難所における、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難所の確保に取り組みます。
- 一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行え、かつ手すりやスロープなどバリアフリー化が図られている福祉避難所を開設し、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、福祉広域ネットワーク等、関係機関と連携に取り組みます。

保健福祉対策

- 避難所の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討する外、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制整備に努めます。
- つばめの杜保育所は、災害発生時についての年間計画等を作成し、月1回の避難訓練、通信訓練を実施するとともに、評価・改善を行いながら、児童の安全確保に努めます。また、災害発生時の対応を保護者と共有し、平時からの備えや危機管理体制づくりに努め、関係機関と連携しながら進めていきます。

衛生対策

- 避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生防止・拡大防止に配慮した避難所運営、及びその運営を行うための資材の整備に取り組みます。
- 長期間にわたり制約を受ける生活となることから被災者の心身のケアを行います。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
一人一日あたりのごみ排出量	g	H30	914	R6	740

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

<脆弱性評価結果>

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続性の確保と体制整備

- 大規模自然災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめた BCP（業務継続計画）について山元町地域防災計画の改訂に加え策定し、防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討する必要があります。
- 「山元町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「山元町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上が必要です。
- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要です。
- 相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうためには、事前の受け入れ体制の準備が必要不可欠となることから、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき、地域機関協力の確保を図る必要があります。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となりました。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は非常に困難なものとなりました。
- 大規模自然災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要です。

行政施設の整備・耐震化等

- 大規模な災害による停電時に電源を確保するため、非常用発電機の定期的な保守点検が必要です
- 老朽化が激しい公共施設については、公共施設長寿命化マネジメントシステム等で、定期的に保守を行い、必要に応じて施設の長寿命化を図る必要があります。
- 大規模な災害による停電時に電源を確保するため、非常用発電機の改修等による使用可能時間の延長が必要です。
- 公共施設については、老朽化が進んでおり、計画的な建て替えや施設の長寿命化を図る必要があります。
- 町有施設の中には、災害時に避難所や災害対策拠点として利用される施設があるため、施設の計画的な機能強化や老朽化対策が必要になります。

<推進方針>

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続性の確保と体制整備

- 「山元町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「山元町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。
- 大規模自然災害から町民の命を守るため、起こりうる災害及び被害に対する可能な限りの備えを行うとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制とします。

行政施設の整備・耐震化等

- 非常用発電機の使用可能時間が災害時に人命救助で重要とされる 72 時間以上となるように改修等を行います。
- 公共施設の災害時の機能維持を考慮し、安全・安心に使用するために「公共施設等総合管理計画」及び「各施設の個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき計画的な修繕や更新を行います。また、各計画は、財政状況や制度の変更、社会情勢の変化を踏まえて必要に応じ適宜見直しを行います。
- 災害時の機能維持を考慮し、施設の安全・安心の確保を図るとともに、施設の長寿命化計画を策定し老朽化対策に努めます。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
山元町業務継続計画の策定	—	R3	無	R4	策定

目標 4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

<脆弱性評価結果>

4-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大

業務継続性の確保

- 防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じて既設以外の通信回線導入について検討するなど、県や他市町村等と連携強化を図る必要があります。

体制整備

- Web 会議システムは、新型コロナウイルス感染防止対策、また働き方改革の一環として注目され、現在では業務継続に必要なインフラとして認識されています。災害時にも関係団体間の情報通信手段として有効な活用が期待できることから、その必要性が高まっています。

総合防災情報システム等の機能拡充

- 町では、地震、大雨、土砂災害等の災害時における迅速な情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システム（MIDORI）や緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用しています。防災・避難体制に万全を期すため、情報伝達の更なる多様化・高速化を図る必要があります。

地域住民等に対する通信手段の整備

- 町では、過去の大規模自然災害時においても通信を確保できた移動系無線を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を図る必要があります。
- 町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っています。
- システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要があります。
- 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図る必要があります。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要があります。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要があります。
- 携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められています。

＜推進方針＞

4-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大

業務継続性の確保

- 県や他市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努めます。

体制整備

- 災害時にも必要に応じて Web 会議システム等が活用できるよう環境整備を図ることとします。

総合防災情報システム等の機能拡充

- 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達します。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報を MIDORI に直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図ります。さらに MIDORI の機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応します。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種の防災情報システムを運用します。

地域住民等に対する通信手段の整備

- 災害情報システムの整備・運用を図るため、県の総合防災情報システム（MIDORI）や震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図ります。
- 町では、過去の大規模自然災害時においても通信を確保できた移動系無線を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を行います。
- 町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っていますが、システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等を整備します。
- 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ防災拠点施設における公衆無線 LAN 環境整備など、既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図ります。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進します。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行います。
- 携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより、災害に強い通信インフラの再構築を進めます。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
指定避難所の公衆無線 LAN 環境整備率	%	R3	100	R6	100

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

<脆弱性評価結果>

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

農林水産業のサプライチェーン対策

- 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、農業生産法人等は平時から BCP（業務継続計画）の取組が必要です。

町内企業の BCP 策定促進等

- 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業は平時から BCP（業務継続計画）の取組が必要です。
- 宮城県の調査によると、BCP（業務継続計画）策定済の県内企業の割合は、平成 20 年度 5.3%、平成 22 年度 16.4%、平成 28 年度 30.4%、令和元年度 35.2% となっています。BCP（業務継続計画）の普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、コスト面等の課題があります。
- 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進することが望ましいです。
- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセイフティネットの確保に向けた取組を推進する必要があります。

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

産業施設の防災対策と体制整備

- 町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念され、対策が必要です。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となりました。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は非常に困難なものとなりました。
- 大規模自然災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要です。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

道路基盤の整備等

- 東日本大震災の際、仙台東部道路は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されています。防災・減災機能を強化した交通基盤を整備する必要があります。
- 集落をつなぐ町道の整備、防災・減災機能を強化した交通基盤の構築など、災害時にも機能する重要な交通インフラの整備を進める必要があります。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっています。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

農林水産業のサプライチェーン対策

- 災害時、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要です。また、県、町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要があります。
- 老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要があります。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた磯浜漁港については、総合的整備が必要であり、漁業の振興基盤強化を図る必要があります。

農林業生産基盤の保全等

- 農地防災施設、ため池、用排水機場等の農業水利施設の老朽化が進行しており、突発的故障事故発生のリスクや施設の機能不全等の発生が懸念されることから、未然防止のための措置が必要です。
- 少子高齢化により、農業従事者人口の減少に加え、機械化により、中山間地区における小区画農地の荒廃湿地化が加速しています。健全な農地の減少は食料供給に大きな影響を与えることとなるため、農業施設の適正な維持管理が求められます。

水産関連施設の整備等

- 東日本大震災で甚大な被害を受けた磯浜漁港については、総合的整備が必要であり、漁業の振興基盤強化を図る必要があります。
- 近年、気候変動の影響等により自然災害が大規模化・多様化しており、安全安心な漁業地域づくりなどの対策が必要となっています。
- 地球温暖化の影響により、魚種の変化に加え、震災における漁場の変化など、漁業を取り巻く環境変化が著しくあります。食料の安定供給を行うため、持続可能な漁業の模索が必要です。

災害時の物流対策

- 東日本大震災においては、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の停止や低下等に加え、全国から送られた大量の救援物資の取扱いに混乱をきたし、被災者ニーズに応じた適時適切な物資の配布ができませんでした。これを踏まえ、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要があります。また、県や物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要があります。
- 東日本大震災時には、輸送路の確保に加え、燃料不足による災害車両の制限が生じたことを踏まえ、遠隔地からの燃料を伴う輸送物資の安定供給体制の構築が必要です。

＜推進方針＞

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

農林水産業のサプライチェーン対策

- 大規模自然災害発生時の直接的被害やサプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、農業生産法人等においても平時から BCP（業務継続計画）の取組が必要であるため、町では、BCP の啓発や普及に努めていきます。

町内企業の BCP 策定促進等

- 企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP（事業継続計画）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組めます。
- 大規模自然災害発生時の直接的被害やサプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業においても平時から BCP（業務継続計画）の取組が必要であるため、町では、BCP の啓発や普及に努めていきます。
- 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進していきます。
- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組を推進します。

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

産業施設の防災対策と体制整備

- 町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、町内企業においても様々な事態に柔軟に対応可能な、防災体制構築の取組を促進します。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

道路基盤の整備等

- 現道の拡幅は、現状よりも車両の通行スペースが増えることから、故障車等により車両の通行を妨げる物があっても、避難や緊急車両等の通行が可能となる確率が上がるため有効です。また、不安定な法面等の対策を実施することで、通行止めの要因を除去し、通行が可能となる確率が上がるため、狭あい道路や急斜面等の整備の推進を図ります。
- 舗装補修を行うことで、有事の際、緊急車両の通行に際し、車道面の通行が可能となる確率が上がるため、重要幹線や損傷の激しい道路の適切な修繕、維持管理の推進を図ります。
- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう、定期的な点検を行い、計画的な修繕や更新、メンテナンスを行うための長寿命化計画を策定します。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効です。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効です。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

農林水産業のサプライチェーン対策

- 災害時の被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ります。また、県、町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築していきます。
- 新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。
- 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進していきます。
- 耕作放棄地は減少してきているものの、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化していることから、引き続き耕作放棄地対策に取り組んでいきます。
- 東日本大震災により、磯浜漁港の防潮堤や岸壁等施設等が大きな被害を受けたことから、防災安全施設の適正な管理による、災害に強い漁村づくりを進めます。

農林業生産基盤の保全等

- 老朽化が進行している農地防災施設及び農業水利施設については、施設管理者と連携しながら施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持に努めます。
- 少子高齢化により、農業従事者人口の減少に加え、機械化により、中山間地区における小區画農地の荒廃湿地化が加速しています。健全な農地の減少は食料供給に大きな影響を与えることとなるため、農業施設の適正な維持管理に努めます。

水産関連施設の整備等

- 東日本大震災により、磯浜漁港の防潮堤や岸壁等施設等が大きな被害を受けたことから、防災安全施設の適正な管理による、災害に強い漁村づくりに努めます。
- 漁場環境の保全を図るとともに、資源管理型漁業を推進し、長期的視点での漁業振興を図ります。
- 地球温暖化の影響により、魚種の変化に加え、震災における漁場の変化など、漁業を取り巻く環境変化が著しくあります。食料の安定供給を行うため、持続可能な漁業の模索を図ります。

災害時の物流対策

- 大規模自然災害発災時の被災状況及び外部支援等の時期を想定し、必要とされる食料等物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、必要物資供給計画を図ります。
- 物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法の統一化を図ります。
- 必要とされる物資の安定供給に向け、県及び関係機関との連絡体制の整備を図るとともに、必要に応じて、（社）宮城県トラック協会等と協定等の締結に努めます。
- 東日本大震災時には、輸送路の確保に加え、燃料不足による災害車両の制限が生じたことを踏まえ、遠隔地からの燃料を伴う輸送物資の安定供給体制の構築を図ります。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
橋梁点検箇所数	橋	R2	240	R8	240
橋梁の補修数	橋	R2	7	R6	16

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<脆弱性評価結果>

6-1) 電力供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

エネルギー供給体制の強靱化対策

- 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要です。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要です。
- また、エネルギーの地産地消のための取組や技術開発を支援していくことが求められます。

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上水道の耐震化・長寿命化等

- 東日本大震災では、県広域水道の漏水や停電による町の自己水源の供給停止、水道管破損等により町の全域で長期間の断水となったが、公益社団法人日本水道協会を通じた他都道府県の水道事業体や自衛隊等の応援により、応急復旧や応急給水等を行い、断水を解消することができました。
現在、包括的業務委託の導入により、職員数が減少し、大規模自然災害時の対応が懸念されることから、災害時に円滑な対応が出来るよう、各関係機関との体制を更に強化・維持していく必要があります。
- 大規模自然災害時等において安定的に水道水の供給が出来るよう、水道施設の耐震化及びバックアップ体制の構築を進める必要があります。また、法定耐用年数や更新時期が到来する施設については、計画的な修繕や更新を進める必要があります。

下水道の耐震化・長寿命化等

- 東日本大震災では、大津波により沿岸部の主要な下水道処理施設4ヶ所が壊滅的な被害を受け、併せて水道の供給停止等により下水道の処理機能が町の全域で長期的に失われましたが、下水道の応急復旧までの間、県の下水道部局を通じ、他県の事業者の支援により応急的な下水道処理を行うことができました。現在、包括的業務委託の導入により、職員数が減少し、大規模自然災害時の対応が懸念されることから、災害時に円滑な対応が出来るよう、各関係機関との体制を更に強化・維持していく必要があります。
- 大規模自然災害等において下水を円滑に処理するため、下水道施設の耐震化及びバックアップ体制の構築を進める必要があります。法定耐用年数や更新時期が到来する施設については、計画的な修繕や更新を進める必要があります。

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

公共交通の確保

- 町民バス「ぐるりん号」及びデマンド型乗合タクシーにおける運行体制の充実強化を図るため、山元町地域公共交通会議等において課題等の整理・検討・検証を行うなど、地域公共交通の強化、子供や高齢者といった交通弱者に対する移動手段の確保、公共交通空白地帯の解消を図る必要があります。
- 町では山元町町民バス「ぐるりん号」及びデマンド型乗合タクシーの運行を行っているが、運行に要する財政負担は年々重くなっているため、国及び県の財政支援が必要です。
- 鉄道が運行不能となった場合に、代行バス等の移動手段を確保する必要があります。

道路基盤の整備等

- 東日本大震災の際、仙台東部道路は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されています。防災・減災機能を強化した交通基盤を整備する必要があります。
- 集落をつなぐ町道の整備、防災・減災機能を強化した交通基盤の構築など、災害時にも機能する重要な交通インフラの整備を進める必要があります。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっています。

＜推進方針＞

6-1) 電力供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

エネルギー供給体制の強靱化対策

- 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に取り組みます。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を進めます。
- エネルギーの地産地消のための取組や技術開発の支援を検討していきます。

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上水道の耐震化・長寿命化等

- 災害等の緊急時の対応として、各関係機関や包括的業務委託の受託者とバックアップ体制の強化を図っていきます。
- 災害時において安定的な水道水の供給が出来るよう、施設の長寿命化・延命化計画を策定し、施設の有効的な活用と更新時期を迎えた施設については、計画的に更新事業を進めていきます。

下水道の耐震化・長寿命化等

- 災害等の緊急時の対応として、各関係機関や包括的業務委託の受託者とバックアップ体制の強化を図っていきます。
- 災害時において下水を円滑に処理するため、施設のストックマネジメント計画を推進するとともに、耐震化を推進する必要があります。また、更新時期を迎えた施設については、計画的に平準化しながら更新事業を進めていきます。

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

公共交通の確保

- 利便性の向上を図るため、地域公共交通会議等を開催するなど、運行改善に向けた検討に取り組みます。
- 町民バス「ぐるりん号」及びデマンド型乗合タクシーの運行に要する財政負担の軽減を図るため、国及び県に対する要望等を実施します。
- 鉄道が運行不能となった場合には、代行バス等の移動手段の確保のため、関係機関と調整します。

道路基盤の整備等

- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう、定期的な点検を行い、計画的な修繕や更新、メンテナンスを行うための長寿命化計画を策定します。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効です。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効です。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
橋梁点検箇所数（再掲）	橋	R2	240	R8	240
橋梁の補修数（再掲）	橋	R2	7	R6	16

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

<脆弱性評価結果>

7-1) ため池等防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

体制整備

- 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策が必要となっています。
- 豪雨等による浸水が発生していることから、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行う必要があります。
- 内水ハザードマップの整備を行っているが、今後必要に応じて見直しを行う必要があります。
- 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下しています。東日本大震災クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図る必要があります。
- 町には、砂防指定区域があり、県が事業主体として工事を実施しています。今後も砂防施設の必要箇所などについて、県に要望を行っていく必要があります。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要があります。農業水利施設には、標準耐用年数を超過した施設があり、修繕・更新等により長寿命化を図る必要があります。
- ため池については、総点検を実施していますが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施する必要があります。
- 地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害などが頻発することが懸念されています。

- 農業用ため池は築造よりかなりの年数が経過しており、頻発する豪雨等により決壊等の危険度が増加しています。また、管理者の高齢化等により、降雨時の見回り体制の構築が難しくなっています。

農林業生産基盤の保全等

- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要があります。農業水利施設には、標準耐用年数を超過した施設があり、修繕・更新等により長寿命化を図る必要があります。
- 防災重点農業用ため池については、町内で現在 25 か所（令和 3 年 3 月時点）選定し、総点検を実施しているが、施設の安全性の確認に時間を要し、また改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施する必要があります。
- 治山施設については、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要です。

水産関連施設の整備等

- 東日本大震災後に復旧された漁港施設により漁業地域の安全性は向上しており、将来にわたり機能が十分に発揮されるよう、適切な運用及び維持管理を行う必要があります。
- 漁業者の高齢化や後継者不足の現状を踏まえ、担い手の確保・育成を図る必要があります。

土砂災害対策

- 町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 15 箇所、土石流危険渓流が 38 箇所、地すべり危険箇所が 1 箇所存在し、土砂災害警戒区域等は令和元年 10 月 1 日の時点において 54 箇所が指定されています。
- 土石流対策として、常時、土砂の堆積状況の確認や、定期的な浚渫を行い、災害時における施設の効果が発揮できるような日常的な維持管理が必要です。

河川管理施設の整備等

- 河川管理施設については、東日本大震災により状況が一変し、沿岸域河川の治水安全度が著しく低下しています。沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川及び排水路の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策が必要となっています。
- 気候変動の影響による豪雨災害の大規模化、多様化に対応するためには、治水対策の一層の強化、推進が必要です。
- 基幹排水路施設（農水省管理施設）の多くは完成から 50 年程度経過し老朽化が進行しています。しかしながら、施設の修繕・更新費用が増大していくことが見込まれ大規模改修等の見通しは立っていない状況にあります。
- 排水路は、近年の豪雨による堆積土砂等が確認され、効率的な維持管理が必要です。
- 近年、多発化する異常豪雨への対応として、既存農業用ため池の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、事前に低水位管理を実施し、下流域の洪水被害軽減を図る必要があります。

海岸管理施設の整備等

- 東日本大震災の災害復旧により、海岸保全施設は粘り強い構造となったが、ストック量が増大しています。また、一斉に復旧を行ったことから、計画的な維持管理と老朽化対策が求められます。
- 近年の気候変動に伴い、平均海面水位の上昇や波浪、高潮が増大してきており、砂浜の侵食や海岸堤防の越波が危ぶまれるほか、海岸堤防本体に洗掘等の影響を及ぼすおそれがあります。
- これまでは、東北地方太平洋沖地震津波実績に基づいた避難対策が図られてきたが、東日本大震災の災害復旧や復興事業の完成により、これらのハード整備及び土地利用を前提とした想定最大クラスの津波や高潮に対してのソフト対策が必要です。
- 本県の海岸では、東日本大震災からの復旧・復興事業により、L 1 津波に対応した防潮堤を整備しています。これらの施設は、震災以前に比べて延長が増加しており、適切な維持管理が必要です。
- 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下しています。東日本大震災クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図る必要があります。

地域防災力の向上

- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要があります。農業水利施設には、標準耐用年数を超過した施設があり、修繕・更新等により長寿命化を図る必要があります。
- ため池については、総点検を実施しているが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施する必要があります。
- ため池ハザードマップで指定している区間以外における浸水の発生が懸念されます。
- 頻発化、激甚化する豪雨により内水被害が拡大することが懸念されます。
- 各種ハザードマップを活用した、早期の避難体制の構築、発災時における、自助、公助、共助の支援体制整備が求められます。
- 東日本大震災の経験の風化と鈍化を防ぐため、住民参加型の避難訓練を継続することが必要です。

7-2) 有害物質等の大規模拡散・流出

大気環境の保全

- 町内の大気環境はただちに健康リスクが発生する汚染状況ではありませんが、大気環境は広域的な移動の影響を受ける可能性があり、汚染源の有無に関わらず町内の大気環境の変化を常に把握する必要があります。

水環境の保全

- 河川・水路の水質調査を継続して実施するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても関係機関や各地域との連携を図りながら、大気環境等の監視体制の確保に努める必要があります。

環境リスク管理・安全対策

- 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要があります。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

鳥獣被害対策

- 東日本大震災後に野生鳥獣の生息域が拡大し、イノシシ等野生生物による農作物被害が増大しています。その結果、農地・森林が荒廃し、自然災害の拡大につながる恐れがあることから、鳥獣被害の防止に向けた効果的な対策等を行う必要があります。

農林業生産基盤の保全等

- 耕作放棄地の増加は、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下が懸念されます。また、農業生産基盤の保全にあたっては、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業経営の不安定化、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化しています。

土砂災害対策

- 森林の循環利用を図り、林業生産活動を通じた森林資源の質的充実、水源涵養、山地災害防止等の公益的機能を発揮させるため、森林を適切に保全していくことが必要です。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を保持し、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設等の乱開発の防止が必要です。

自然公園施設の整備等

- 自然公園等における防災対策として、施設の老朽化対策など、災害発生時を含めた利用者の安全確保対策を進める必要があります。また、自然環境を保全することで自然生態系の有する防災・減災機能を維持していく必要があります。

海岸管理施設の整備等

- 東日本大震災の津波で流失した海岸防災林を再生し、飛砂・潮害から人々の生活環境を保全する必要があります。

＜推進方針＞

7-1) ため池等防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

体制整備

- 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるため、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策に取り組みます。
- 豪雨等による浸水が発生していることから、内水対策として、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行います。また、内水ハザードマップについては、必要に応じて見直しを行います。
- 農業水利施設について、大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図ります。標準耐用年数を超過した農業水利施設や農地防災施設については、修繕・更新等により長寿命化を図ります。
- ため池については、総点検を実施していますが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施します。
- 想定しうる最大規模の洪水により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表します。
- 宮城県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、破堤の危険度の高いため池は、緊急整備事業などを活用し整備を図ります。併せて、農業水路等長寿命化・防災減災事業などにより、機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、管理の ICT 化を図ります。

農林業生産基盤の保全等

- 農業用の排水機場、排水路、河川工作物等の農地防災施設について、施設管理者の業務体制を整備するとともに、機能診断及び長寿命化計画を策定し、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。
- 老朽化が進行している農業水利施設については、施設管理者と連携しながら、施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持します。
- ため池工事特措法に基づき指定された防災重点農業用ため池のうち、浸水想定区域内に避難所・防災活動拠点・避難道路等が存在するため池から優先的に地震豪雨耐性評価・劣化状況評価を実施し、緊急性のあるため池について必要なハード対策を行います。また、施設管理者と調整の上、緊急連絡体制の整備等のソフト対策に努めます。

水産関連施設の整備等

- 機能診断調査の結果に基づき、緊急性が高い施設について、予防保全型の保全対策を実施することで、漁港施設・海岸保全施設の長寿命化と安全性を確保し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 漁業者の所得向上及び経営の安定化に向けた支援の取り組み、後継者の育成・担い手の確保を図ります。

土砂災害対策

- 砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進します。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進します。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努めます。
- 土石流対策として、常時、土砂の堆積状況の確認や、定期的な浚渫を行い、災害時における施設の効果が発揮できるような日常的な維持管理に努めます。

河川管理施設の整備等

- 県管理の河川整備状況に合わせて、町管理河川の改修、維持管理を適切に行います。
- 町民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じます。
- 災害復旧とあわせて堤防機能の強化や排水機場の整備を含めた内水対策が必要です。
- これまでも適切に点検や修繕、浚渫等、施設を健全な状態を維持するよう補助金を支出し維持管理に努めてきましたが、施設の大規模かつ効果的な修繕を目的に、国、県と連携した機能強化対策を進める必要があります。
- 緊急時に排水能力を最大限活用できるよう、常時浚渫を行い、排水路を良好な状態に保つことが求められます。

海岸管理施設の整備等

- 砂浜の侵食が危ぶまれる海岸において、侵食防止対策を実施し、海浜の安定化を図ります。
- 津波や高潮の浸水想定等を踏まえたソフト対策を推進します。
- 海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進めます。
- 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸侵食により海岸線背後の安全度が低下していることから、東日本大震災クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で、減災を図ります。

地域防災力の向上

- 農業水利施設について、大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図ります。標準耐用年数を超過した農業水利施設や農地防災施設については、修繕・更新等により長寿命化を図ります。
- ため池については、総点検を実施していますが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策に努めます。
- ため池の整備には、時間と費用が膨大にかかることから、リスク情報の空白域を解消するよう、早期のハザードマップの作成を行い、早期避難を促す体制整備に努めます。
- 防災教育・防災訓練に合わせて被災体験・事実・教訓等を地域で共有し、後世に伝承することで、水害に対する防災意識の醸成・啓発・向上を図るとともに、指定緊急避難所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画が策定されるよう引き続き支援を行います。
- 各種ハザードマップを活用した、早期の避難体制の構築、発災時における、自助、公助、共助の支援体制整備を図ります。
- 東日本大震災の経験の風化と鈍化を防ぐため、住民参加型の避難訓練を継続することを図ります。

7-2) 有害物質等の大規模拡散・流出

大気環境の保全

- 関係機関との情報共有を図るなど、町内における大気環境変化の把握に努めます。

水環境の保全

- 河川・水路の水質調査を継続して実施するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても関係機関や各地域との連携を図りながら、大気環境等の監視体制の確保に努めます。

環境リスク管理・安全対策

- 工場等からの有害物質による大気汚染や悪臭を低減させるため、県等の関係機関と連携した事業者への指導及び大気環境の監視体制の充実に取り組むほか、有害化学物質など環境汚染や環境問題に関する情報収集に努め、町民への情報提供に努めます。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

鳥獣被害対策

- 有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害実施隊や関係機関と連携し捕獲率の向上に努めるとともに、個々による被害防止への取り組み推進に向け、各種支援を講じます。

農林業生産基盤の保全等

- 地域住民や農業関連団体と協働し、担い手への農地集積の促進や新たな担い手の確保に努め、耕作放棄地解消に取り組めます。

土砂災害対策

- 森林所有者の合意形成を図りながら、意欲と能力のある森林経営者への集積・集約化する取り組みを進め、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことができる体制整備に努めます。
- 森林の持つ多面的機能が十分発揮されるように、健全な森林整備の必要性を周知する取り組み通じ町民及び関係者に意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成の推進を図ります。
- 森林の適正管理・循環利用を促進するため、森林間伐材の有効活用が図られる枠組みの構築を図ります。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を保持し、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設等の乱開発の防止を図ります。

自然公園施設の整備等

- 深山山麓少年の森の老朽化対策を含め、登山者や利用者の安全に配慮した散策路や登山道の改修等を行うとともに、区域内的の自然環境の保全を図ります。

海岸管理施設の整備等

- 復旧した海岸防災林の保育管理を計画的に進め、防災林機能の早期発揮を図ります。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
橋梁点検箇所数（再掲）	橋	R2	240	R8	240
橋梁の補修数（再掲）	橋	R2	7	R6	16

目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<脆弱性評価結果>

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

海洋環境の保全

- 台風等により海岸漂着物等が大量に発生した場合、海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されます。

災害廃棄物等への対応

- 大規模自然災害発生時（地震による建築物の倒壊や、津波による建築物の流出など）には、多量な災害廃棄物の発生が想定されることから、災害時における円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定、仮置場の選定等を行っておく必要があります。また、仮置場等における衛生対策に留意する必要があります。

衛生対策

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための対応について、予め定めておく必要があります。
- 大量に発生する災害廃棄物により、町民の生活に著しい混乱をもたらす恐れがあるため、災害廃棄物を迅速に処理できるよう、仮置き場の選定や関係機関との連携強化等、体制整備を行う必要があります。

環境リスク管理・安全対策

- 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物（23 種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要があります。

8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

体制整備

- 大規模自然災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図る必要があります。
- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制の整備が必要です。
- 県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアの受け入れ体制の整備が必要です。

保健福祉対策

- 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要があります。
- また、マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努める必要があります。
- さらに、県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制の構築に努める必要があります。
- 東日本大震災で被災した児童生徒のケアは、今なお喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会の実施等を行っているが、スクールカウンセラー等の専門的な人材を確保することが課題となっています。

自助・共助の取組の推進

- 大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要があります。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっています。
- 一人暮らしの高齢者については、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっています。NPO やボランティアによる地域活用や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められています。
- 災害発生時においては、高齢者、障がいのある方等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要があります。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要があります。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加しています。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要です。
- 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれています。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがあります。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっています。

8-3) 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

被災者の住宅対策

- 応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要があります。

保健福祉対策

- 災害発生時においては、高齢者、障がいのある方等の災害時要配慮者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要があります。

自助・共助の取組の推進

- 大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要があります。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっています。
- 一人暮らしの高齢者については、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっています。NPO やボランティアによる地域活用や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められています。
- 災害発生時においては、高齢者、障がいのある方等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じた、きめ細かな支援が行われる必要があります。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要があります。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加しています。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要です。

- 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれています。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがあります。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっています。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財の耐震化・長寿命化等

- 文化財の被害が最小限に抑えられるよう、文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化、防火対策、防災設備整備等を推進する必要があります。
- 資料館等に展示・収蔵されている文化財については、施設自体の耐震化や防災対策のほか、文化財の内容・状況・状態に応じた対策を講じる必要があります。
- 非常時においては地域の有形・無形の文化財情報の収集、さらには個々の救援が困難となるため、平時からこれらの情報や救援体制を整備し、速やかに回復・継承する必要があります。

自然保護

- 地域コミュニティの崩壊は、自然環境の喪失だけでなく、コミュニティにおいて維持されてきた自然環境の利活用や継承の在り方にも影響することから、コミュニティの活力を保つため、平時から地域活動や環境保全活動、環境学習等の基盤を整備し、機会を提供していく必要があります。

8-5) 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

被災者の住宅対策

- 応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要があります。

8-6) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

町内企業のBCP策定促進等

- 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業は平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要です。
- 宮城県の調査によると、BCP（業務継続計画）策定済の県内企業の割合は、平成20年度5.3%、平成22年度16.4%、平成28年度30.4%、平成28年度30.4%となっています。BCP（業務継続計画）の普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、コスト面等の課題があります。
- 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進することが望ましいです。
- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組を推進する必要があります。

＜推進方針＞

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

海洋環境の保全

- 海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策を推進し、海洋環境の保全を図ります。

災害廃棄物等への対応

- 大規模自然災害発生時に備え、平時から災害廃棄物処理にかかる処理施設のリスト化や、仮置場候補地の選定などの体制整備に努めます。また、県主催による市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習の実施等を通じて、災害廃棄物処理を行う人材を育成します。
- 災害発生時において、廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定（広域処理を含む）及び仮置場の確保等に努めます。

衛生対策

- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び災害直後からの必要事項をまとめた指針を策定するなど、計画的な処理が行えるよう体制を構築します。
- 大量に発生する災害廃棄物により町民の生活に著しい混乱をもたらす恐れがあることから、迅速な復旧・復興に支障をきたす恐れがあることから、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの選定や国・県及び周辺自治体との相互支援体制の構築等、迅速に処理するための体制を構築します。

環境リスク管理・安全対策

- 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から対策を行う必要があるため、関係機関や団体との連携を図り指導等を行います。

8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

体制整備

- 大規模自然災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図っていきます。
- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制を整備します。
- 県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアによる支援の受入れに努めます。

保健福祉対策

- 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等に取り組みます。
- マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努めます。
- 県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制を構築します。
- 東日本大震災で被災した児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の配置等に努めます。

自助・共助の取組の推進

- 大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化します。
- 災害発生時には、高齢者、障がいのある方等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮します。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることから、地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりに取り組みます。
- 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれており、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う取組を進めます。

8-3) 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

被災者の住宅対策

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅用の用地を把握し、県等と連携を図って応急仮設住宅の整備に要する供給体制の整備に努めます。

保健福祉対策

- 平時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者名簿の整備等、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討を進めます。

自助・共助の取組の推進

- 大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化します。
- 災害発生時においては、高齢者、障がいのある方等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮します。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることから、地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりに取り組みます。
- 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれており、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う取組を進めます。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財の耐震化・長寿命化等

- 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底と併せ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進します。
- 資料館等において定期的な点検を推進し、展示・収蔵施設の修繕等を計画的に進め、安全性の向上や長寿命化を図ります。
- 地域の有形・無形の文化財情報の収集・整備を促進するとともに、国や県、民間団体と協働して文化財環境や非常時の文化財救援体制を整備します。

自然保護

- ワイズユース（賢明な利用）を推進するため、自然環境の保全とともに環境学習の機会の提供に努めます。

8-5) 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

被災者の住宅対策

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅用の用地を把握し、県等と連携を図って応急仮設住宅の整備に要する供給体制の整備に努めます。

8-6) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

町内企業のBCP策定促進等

- 大規模自然災害発生時の直接的被害やサプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業においても平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要であるため、町では、BCPの啓発や普及に努めていきます。
- 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進していきます。
- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組を推進します。
- 企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP（事業継続計画）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組みます。
- 被災した中小企業者に対し、振興資金等融資制度の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対して、災害復興資金のより円滑な融通が図られるよう要請します。

<KPI>

指標名	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
総合防災訓練の実施	回／年	R3	1	R6	1

参考 山元町国土強靱化地域計画に基づく主な事業

個別の事業名	課名	事業概要
目標 1 直接死を最大限防ぐ		
1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生		
危険ブロック塀除却助成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	建設課	通学路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童を始めとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者に対し補助金を交付するものです。
木造住宅耐震化促進事業（診断・改修）	建設課	昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅に対して、耐震診断費用を助成するものです。また、耐震診断の結果、耐震基準に満たない場合で耐震化に必要な耐震改修設計、耐震改修工事を実施する建物所有者に補助金を交付するものです。
住宅管理事業（工事）	建設課	既存町営住宅及び復興公営住宅を適正かつ効率的に管理するものです。
学校環境改善事業	教育総務課	施設面でのよりよい教育環境を整備するものです。
町指定文化財茶室等整備活用事業	生涯学習課	町指定文化財「茶室」をはじめとする指定文化財等の適切な保存・整備・活用等に努めるとともに、町内に古くから伝わる「無形民俗文化財」の保存・伝承、後継者育成、民俗文化振興などに努めるものです。
体育文化センター長寿命化事業	生涯学習課	体育館の延命を図るための改修を行うことにより、施設の長寿命化を図るものです。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

海岸整備事業	農林水産課	漁港海岸堤防施設の長寿命化計画に基づき、安全性を確保し、健全な状態を維持するものです。
施設管理事業	建設課	安全安心なまちづくりのため都市公園法、山元町都市公園条例等に基づき良好な公園等の機能を確保するものです。
震災遺構中浜小学校維持管理事業	生涯学習課	震災遺構中浜小学校の一般公開後における施設の維持管理を行うものです。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

防災重点農業用ため池緊急整備事業	農林水産課	宮城県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、破堤の危険度の高いため池は、緊急整備事業などを活用し整備を図るものです。
農業用排水施設維持管理事業	農林水産課	排水機場の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持するものです。
幹線排水路維持管理事業	農林水産課	亘理土地改良区が管理する農業用排水路の管理において、緊急時に排水能力を最大限活用できるよう、常時浚渫を行い、排水路を良好な状態に保つものです。
河川整備事業	建設課	洪水氾濫等による災害から貴重な財産を守り、地域住民が安心して暮らせる治水整備を行うものです。
河川維持管理事業	建設課	安全安心なまちづくりのため良質な普通河川の機能を確保するものです。
下水道施設等の予防保全	上下水道事業所	下水道施設に求められる安全性・効率性を確保するためストックマネジメント計画を推進し、緊急度の高い設備に対し、予防保全を実施していくものです。

1-4) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

大規模盛土造成 宅地滑動崩落防止 事業 (宅地耐震化 推進事業)	建設課	大地震等が発生した場合に、滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であつて、崩落するおそれのある盛土部分の面積が 3,000 m ² 以上であり、かつ当該盛土上に存在する家屋が 10 戸以上であるもののうち、当該盛土の滑動崩落により、道路や河川などの公共施設に被害が発生するおそれのあるもので滑動崩落防止工事が行われる場合、費用の一部に補助を受け工事を行うものです。
--	-----	---

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

体育文化センター 長寿命化事業	生涯学習課	体育館の延命を図るための改修を行うことにより、施設の長寿命化を図るものです。
--------------------	-------	--

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

道路維持管理事業	建設課	安全安心なまちづくりのため道路法の規定に基づき、良質な町道機能を確保するものです。
社会資本整備総合 交付金 (防安枠、施設整備 事業)	建設課	車両や歩行者の安全を確保するため、車道拡幅及び歩道整備を行うものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮) つばめの杜北線道路改良事業 令和元～8年度：総事業費2億円 ・ 巨理用水路東線道路改良事業 令和2～5年度：総事業費2億円 ・ (仮) 真庭千保田線道路改良事業 令和元～令和8年度 ：総事業費2.5億円 ・ (仮) 真庭線道路改良事業 令和10～12年度 ：総事業費3億円
道路新設改良事業	建設課	地域社会の生活基盤としての幹線道路や居住環境を形成する地域内の一般町道について改良等の整備を行うものです。
社会資本整備総合 交付金 (復興枠) 事業	建設課	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備（復興基本方針関連）のための道路整備を行うものです。

**目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、
交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

<p>水道施設等の耐震化 及び長寿命化</p>	<p>上下水道 事業所</p>	<p>災害時において安定的な水道水の供給が出来るよう、施設の長寿命化計画を策定し、更新時期を迎えた施設については、計画的に更新事業を進めていくものです。</p>
<p>下水道施設等の 耐震化及び ストックマネジメント</p>	<p>上下水道 事業所</p>	<p>災害時において下水を円滑に処理するため、施設のストックマネジメント計画を推進するとともに、耐震化を推進する必要があり、更新時期を迎えた施設については、計画的に更新事業を進めていくものです。</p>
<p>社会資本整備総合交 付金（防災安全枠）</p>	<p>上下水道 事業所</p>	<p>平成 5 年 4 月に供用を開始した下水道の終末処理施設の山元浄化センターについて、施設のストックマネジメント計画に基づき行うものです。</p> <p>総事業費：2 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度 施設耐震実施設計業務 ・令和 5 年度 施設ストックマネジメント全体計画 ・令和 6 年度 施設更新実施設計業務 ・令和 7～8 年度 施設更新工事

<p>社会資本整備総合交付金（防災安全枠）</p>	<p>上下水道事業所</p>	<p>山元町特定環境保全公共下水道事業について、被災した沿岸部等の土地利用計画の確定に伴い、下水道の区域について計画変更を行うものです。</p> <p>総事業費：5千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 下水道事業計画変更業務 ・令和5年度 汚水適正処理構想策定業務 ・令和6年度 全体計画変更業務 都市計画下水道変更業務 ・令和7年度 下水道事業計画変更業務
---------------------------	----------------	--

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

町民バス等運行事業	町民生活課	町民バス「ぐるりん号」及びデマンド型乗合タクシーを運行し、町民、特に子供や高齢者といった交通弱者の足の確保を図るものです。
道路維持管理事業	建設課	安全安心なまちづくりのため道路法の規定に基づき良質な町道機能を確保するものです。
道路メンテナンス事業	建設課	国が定めた統一的な基準により町道上にある橋梁について点検を行うと共に橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づき長寿命化修繕工事を行い橋梁の長寿命化を図るものです。
社会資本整備総合交付金 (防安枠、施設整備事業) 事業	建設課	<p>車両や歩行者の安全を確保するため、車道拡幅及び歩道整備を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮) つばめの杜北線道路改良事業 令和元～8年度：総事業費2億円 ・ 巨理用水路東線道路改良事業 令和2～5年度：総事業費2億円 ・ (仮) 真庭千保田線道路改良事業 令和元～令和8年度 ：総事業費2.5億円 ・ (仮) 真庭線道路改良事業 令和10～12年度 ：総事業費3億円

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

防災重点農業用 ため池緊急整備事業	農林水産課	宮城県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、破堤の危険度の高いため池は、緊急整備事業などを活用し整備を図り、また、ため池施設の水位管理等において、遠隔監視装置を設置し管理するものです。
既存農業用施設 維持管理事業	農林水産課	老朽化が進行している農業水利施設については、施設管理者と連携しながら、施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持するものです。
水産基盤整備事業 (漁港の長寿命化)	農林水産課	機能診断調査の結果に基づき、緊急性が高い施設について、予防保全型の保全対策を実施することで、漁港施設・海岸保全施設の長寿命化と安全性を確保し、ライフサイクルコストの低減を図るものです。
幹線排水路維持管理 事業	農林水産課	亘理土地改良区が管理する農業用排水路の管理において、緊急時に排水能力を最大限活用できるよう、常時浚渫を行い、排水路を良好な状態に保つものです。
河川整備事業	建設課	洪水氾濫等による災害から貴重な財産を守り、地域住民が安心して暮らせる治水整備を行うものです。
7-2) 有害物質等の大規模拡散・流出		
河川水調査事業	町民生活課	年 2 回、町内 6 箇所の河川から水を採取し、水質検査を実施するものです。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

鳥獣被害対策実施隊事業	農林水産課	有害鳥獣の捕獲圧を高めるため、町直轄で組織した鳥獣被害対策実施隊の運営を実施するものです。
イノシシ捕獲対策奨励事業	農林水産課	農作物被害の軽減を図るため、狩猟期間内のイノシシ捕獲に係る費用の一部を補助するものです。
農作物等鳥獣被害対策事業	農林水産課	農作物被害の防止を図るため、農業者自らが設置する電気柵や防御塀などの設置費用の一部を補助するものです。
森林適正管理推進事業	農林水産課	町有私有林・人工林の現況調査等を実施するなど、森林の適正な管理を目的とする森林経営管理制度の取り組みを推進するものです。
森林の保全活動	農林水産課	県や各種ボランティア団体が実施する植樹活動機会を積極的にPRしながら、町民の参加を促し、森林保全への意識の高揚を図るとともに、町民協働の森林保全に向けた意識の醸成を図るものです。
水産基盤整備事業 (漁港の長寿命化)	農林水産課	機能診断調査の結果に基づき、緊急性が高い施設について、予防保全型の保全対策を実施することで、漁港施設・海岸保全施設の長寿命化と安全性を確保し、ライフサイクルコストの低減を図るものです。

目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**8-3) 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態**

災害公営住宅家賃 低廉化事業	建設課	東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について入居者の居住の安定確保を図るため当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援するものです。
-------------------	-----	---

8-6) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

中小企業振興資金 利子補給事業	商工観光 交流課	町内中小企業者の経営の安定と商工業の振興を図るため、事業者の山元町中小企業振興資金借入れに伴い発生する利子の一部（1%上限）を補給し、事業者の負担を軽減するものです。
中小企業振興資金 預託事業	商工観光 交流課	金融機関が町内事業者に山元町中小企業振興資金の融資斡旋を行うに当り、融資の原資を各金融機関に預託するものです。
中小企業振興資金 保証料補給事業	商工観光 交流課	町内事業者が山元町中小企業振興資金を借り入れる場合に必要な債務保証について、中小企業者の負担を軽減するため、当該保証料を補給するものです。